

NISAにかかるお知らせ

(少額投資非課税制度)

当金庫の「非課税口座約款」の「2. 非課税口座開設届出書等の提出 (1)」における「当金庫が別途定める日」(非課税の特例の適用を受けるための各種書類のご提出期限)は、非課税の特例の適用を受けようとする年に応じ、原則として以下のとおりとします。

- ・各勘定設定期間の最終年(令和5年)の場合

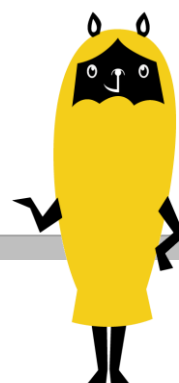
その年の8月31日

- ・各勘定設定期間の最終年以外の年の場合

その年の10月31日

また、「9. 非課税管理勘定終了時の取扱い(2)」の①(非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管)および②(一般口座への移管)における「当金庫が別途定める日」(各種書類のご提出期限)は、原則として以下のとおりとします。

非課税管理勘定の終了する年の11月30日



飯塚信用金庫

登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第16号

令和1年10月1日